

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（損益計算書に関する注記） 第六十三条 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。 一 「略」 二 資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に要する費用 「三」六 略」	（損益計算書に関する注記） 第六十三条 「同上」 一 「同上」 二 資産の運用に係る権限の一部を再委託する場合における当該再委託に要する費用 「三」六 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	